

山形県環境影響評価技術指針の改定について

1 山形県環境影響評価技術指針の改定の趣旨

- 山形県環境影響評価条例を改正し、「配慮書手続きの追加」、「評価書に対する知事意見の提出、評価書の再検討及び補正」の手続きを追加したことから、計画段階配慮事項の選定並びに調査、予測及び評価の手法の選定方法などの所要の事項を定める。
- 対象事業に「発電用施設の建設事業」を追加したことに伴い、環境影響評価の項目の整理、追加を行う。

2 技術指針の改定について

- 技術指針の制定・改定にあたっては、県条例第4条第3項の規定により、山形県環境影響審査会の意見を聴くこととしている。

《改正後県条例 抜粋》

(技術指針)

第4条 知事は、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価が適正に実施されるようにするため、次に掲げる事項に関する技術的な指針（以下「技術指針」という。）を定めるものとする。

(1) 次条に規定する計画段階配慮事項並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定に関する事項

(2) 環境影響評価の項目の選定に関する事項

(3) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法の選定に関する事項

(4) 環境の保全のための措置に関する事項

(5) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域に関する事項

(6) 第4条の3第1項の配慮書、第5条第1項の方法書、第13条第1項の準備書、第20条第2項の評価書及び第34条第1項の事後調査報告書の作成方法に関する事項

2 知事は、技術指針について、常に適切な科学的判断を加え、必要な改定を行うものとする。

3 知事は、技術指針を定め、又は改定しようとするときは、山形県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

3 主な改定の内容

(1) 配慮書手続、評価書の補正手続の追加によるもの

① 位置等に関する複数案の設定

- ・複数案にゼロオプションを設定すること。また、設定しない場合の理由の明記を含む

※ 「ゼロオプション」・事業目的が達成可能で環境影響評価法の対象事業種の事業を実施しない案であり、複数案のひとつ

② 計画段階配慮事項の項目の選定、調査、予測及び評価の手法の選定に関する事項

③ 配慮書記載内容に関する事項

④ 評価書の補正の際の規定を追加

(2) 「発電用施設の建設事業」の追加によるもの

① 各発電事業における環境要素の選定（風車の影、電波障害、光害（反射光）などを追加）

② 各発電事業における影響要因の選定

③ 「参考手法」（環境影響評価の調査及び予測の手法）の規定

4 改正スケジュール

- 平成30年2月 環境影響評価審査会による審議
- 平成30年3月 技術指針の告示
- 平成30年4月 改正技術指針の施行